

議案第 83 号

米原市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例について

米原市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園として、平成 30 年 4 月 1 日から米原市立まいばら認定こども園を開設するため、この案を提出するものである。

米原市立学校設置条例等の一部を改正する等の条例

(米原市立学校設置条例の一部改正)

第1条 米原市立学校設置条例(平成17年米原市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表 1 幼稚園の表米原市立米原幼稚園の項を削る。

(米原市立認定こども園条例の一部改正)

第2条 米原市立認定こども園条例(平成26年米原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の表米原市立いぶき認定こども園の項の次に次のように加える。

米原市立まいばら認定こども園	米原市下多良146番地1
----------------	--------------

第6条中「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加える。

(米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

第3条 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年米原市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条の見出し中「市立保育所等」を「市立幼稚園等」に改め、同条中「市立保育所、」を削る。

(米原市立保育所条例の廃止)

第4条 米原市立保育所条例(平成17年米原市条例第101号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、第3条の規定による改正前の米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定により徴収し、または徴収すべきであった保育料については、なお従前の例による。

(米原市付属機関設置条例の一部改正)

- 3 米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 市長の部米原市立保育所運営委員会の項を削る。

米原市立学校設置条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行										
<p>米原市立学校設置条例</p> <p>本則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 幼稚園</p> <table border="1" data-bbox="163 512 1115 611"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市立山東幼稚園</td> <td>米原市池下91番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中第6条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行日前に、第3条の規定による改正前の米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定により徴収し、または徴収すべきであった保育料については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(米原市付属機関設置条例の一部改正)</u></p> <p>3 <u>米原市付属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>別表第1市長の部米原市立保育所運営委員会の項を削る。</u></p>	名称	位置	米原市立山東幼稚園	米原市池下91番地	<p>米原市立学校設置条例</p> <p>本則 略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 幼稚園</p> <table border="1" data-bbox="1142 512 2094 659"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米原市立山東幼稚園</td> <td>米原市池下91番地</td> </tr> <tr> <td>米原市立米原幼稚園</td> <td>米原市入江296番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	名称	位置	米原市立山東幼稚園	米原市池下91番地	米原市立米原幼稚園	米原市入江296番地
名称	位置										
米原市立山東幼稚園	米原市池下91番地										
名称	位置										
米原市立山東幼稚園	米原市池下91番地										
米原市立米原幼稚園	米原市入江296番地										

米原市立認定こども園条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行																		
<p>米原市立認定こども園条例</p>	<p>米原市立認定こども園条例</p>																		
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>																		
<p>(名称および位置)</p>	<p>(名称および位置)</p>																		
<p>第2条 認定こども園の名称および位置は、次のとおりとする。</p>	<p>第2条 認定こども園の名称および位置は、次のとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 513 611 563">名称</th> <th data-bbox="611 513 1120 563">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 563 611 612">米原市立いぶき認定こども園</td> <td data-bbox="611 563 1120 612">米原市春照 1950 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 612 611 662">米原市立まいばら認定こども園</td> <td data-bbox="611 612 1120 662">米原市下多良 146 番地 1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 662 611 711">米原市立かなん認定こども園</td> <td data-bbox="611 662 1120 711">米原市三吉 343 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 711 611 762">米原市立おうみ認定こども園</td> <td data-bbox="611 711 1120 762">米原市顔戸 199 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市立いぶき認定こども園	米原市春照 1950 番地	米原市立まいばら認定こども園	米原市下多良 146 番地 1	米原市立かなん認定こども園	米原市三吉 343 番地	米原市立おうみ認定こども園	米原市顔戸 199 番地 1	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 513 1590 563">名称</th> <th data-bbox="1590 513 2101 563">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 563 1590 612">米原市立いぶき認定こども園</td> <td data-bbox="1590 563 2101 612">米原市春照 1950 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 612 1590 662">米原市立かなん認定こども園</td> <td data-bbox="1590 612 2101 662">米原市三吉 343 番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1142 662 1590 711">米原市立おうみ認定こども園</td> <td data-bbox="1590 662 2101 711">米原市顔戸 199 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	米原市立いぶき認定こども園	米原市春照 1950 番地	米原市立かなん認定こども園	米原市三吉 343 番地	米原市立おうみ認定こども園	米原市顔戸 199 番地 1
名称	位置																		
米原市立いぶき認定こども園	米原市春照 1950 番地																		
米原市立まいばら認定こども園	米原市下多良 146 番地 1																		
米原市立かなん認定こども園	米原市三吉 343 番地																		
米原市立おうみ認定こども園	米原市顔戸 199 番地 1																		
名称	位置																		
米原市立いぶき認定こども園	米原市春照 1950 番地																		
米原市立かなん認定こども園	米原市三吉 343 番地																		
米原市立おうみ認定こども園	米原市顔戸 199 番地 1																		
<p>第3条～第5条 略</p>	<p>第3条～第5条 略</p>																		
<p>(利用に係る費用)</p>	<p>(利用に係る費用)</p>																		
<p>第6条 認定こども園に入園する児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項または第6項の規定により市長が入園させた児童を除く。）の保護者は、認定こども園の利用に係る費用として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育または保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育または保育に要した費用の額）に相当する額を納付しなければならない。</p>	<p>第6条 認定こども園に入園する児童（児童福祉法第24条第5項または第6項の規定により市長が入園させた児童を除く。）の保護者は、認定こども園の利用に係る費用として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に教育または保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育または保育に要した費用の額）に相当する額を納付しなければならない。</p>																		
<p>第7条以下 略</p>	<p>第7条以下 略</p>																		
<p>付 則</p>																			
<p>(施行期日)</p>																			
<p>1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。た</p>																			

だし、第2条中第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、第3条の規定による改正前の米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定により徴収し、または徴収すべきであった保育料については、なお従前の例による。

(米原市付属機関設置条例の一部改正)

3 米原市付属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部米原市立保育所運営委員会の項を削る。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>2 略</p> <p>（<u>市立幼稚園等</u>における保育料の徴収）</p> <p>第3条 市長は、支給認定子どもが特定教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、当該特定教育・保育を受けた市立幼稚園または市立認定こども園の利用に係る費用の一部として前条第1項第1号に定める保育料（支給認定子どもに係る支給認定保護者が本市の区域外に居住する場合には、当該支給認定保護者が居住する市町村が定める額）を徴収する。</p> <p>第4条以下 略</p> <p>付 則</p> <p>（<u>施行期日</u>）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。た</p>	<p>米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） <u>市立保育所 米原市立保育所条例（平成17年米原市条例第101号）第2条に規定する保育所をいう。</u></p> <p>（4）・（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（<u>市立保育所等</u>における保育料の徴収）</p> <p>第3条 市長は、支給認定子どもが特定教育・保育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、当該特定教育・保育を受けた<u>市立保育所、市立幼稚園</u>または市立認定こども園の利用に係る費用の一部として前条第1項第1号に定める保育料（支給認定子どもに係る支給認定保護者が本市の区域外に居住する場合には、当該支給認定保護者が居住する市町村が定める額）を徴収する。</p> <p>第4条以下 略</p>

だし、第2条中第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に、第3条の規定による改正前の米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定により徴収し、または徴収すべきであった保育料については、なお従前の例による。

(米原市付属機関設置条例の一部改正)

3 米原市付属機関設置条例（平成28年米原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部米原市立保育所運営委員会の項を削る。

米原市付属機関設置条例新旧対照表（付則第3項関係）

改正後						現 行						
米原市付属機関設置条例						米原市付属機関設置条例						
本則 略						本則 略						
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						
付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	付属機関 の属する 執行機関	名称	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	
市長	略					市長	略					
	米原市少年センター運営審議会	略					米原市少年センター運営審議会	略				
	米原市立認定こども園運営委員会	略					米原市立保育所運営委員会	米原市立保育所の管理運営ならびに米原市立保育所、家庭および地域社会との連携に関し必要な事項を調査審議すること。	7人以内	(1) 保護者の代表者 (2) 関係自治会の代表者 (3) 民生委員・児童委員の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	委員の代表者 命の日 から当 該委嘱 または 任命の 日が属 する年 度の3 月31日 まで	
	略	略					米原市立認定こども園運営委員会	略				

別表第2 略

	略
略	略

別表第2 略